

令和2年3月23日
福島県

福島県における「ふくしまME資格」の活用について

1 総合評価方式における評価

令和2年度から、ふくしまME資格取得実績を「企業の技術力」として評価する。

対象：県発注の総合評価方式（標準型、簡易型）による工事及び委託業務。
工事については、一般土木工事及び舗装工事に限る。

評価：地域のインフラを守る技術者の確保・育成の観点からふくしまME（メンテナンスエキスパート）の認定を受けた技術者が1名以上いる場合に評価。

評価資格：ふくしまME（基礎）又はふくしまME（防災）、ふくしまME（保全）のいずれでもよい。

2 土木工事及び委託業務成績評定における評価

令和2年度から、ふくしまME資格取得者が現場代理人や配置技術者として現場等に配置した場合、「創意工夫」として評価する。

対象：県発注の土木工事及び委託業務

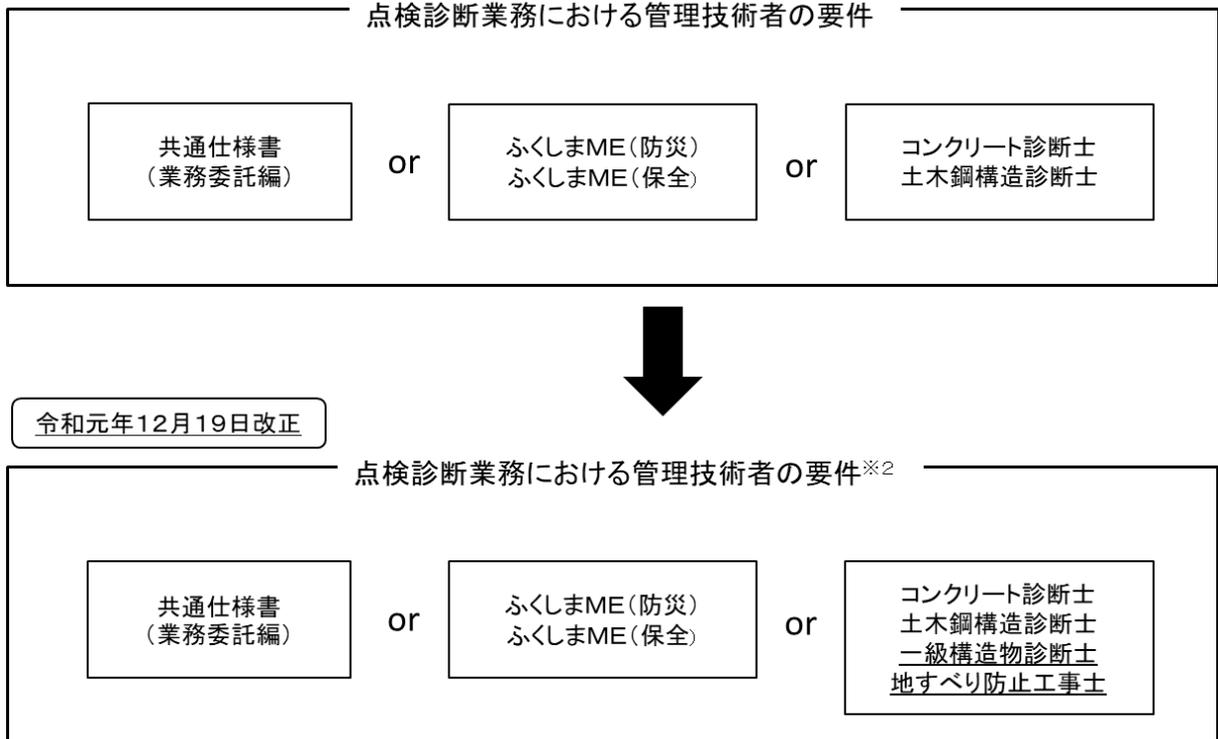
評価：ふくしまME資格取得者を現場代理人や配置技術者として配置した場合に評価。

対象技術者：工事については、現場代理人又は主任（監理）技術者。
委託業務については、主任技術者又は管理技術者。

評価資格：ふくしまME（基礎）又はふくしまME（防災）、ふくしまME（保全）のいずれでもよい。

3 点検診断業務における資格の活用について

福島県土木部が発注する点検診断業務において、福島県内技術者の資格取得実績を踏まえ、ふくしまME等の民間資格を管理技術者の要件^{※1}に追加する。



※1 共通仕様書（業務委託編）における管理技術者の要件

技術士、RCCM、土木学会認定土木技術者、所定の経験年数。

※2 各業務毎の管理技術者要件を次ページに添付。